

浜松市環境審議会について

環境政策課

1 環境審議会の趣旨

本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法第 44 条の規定に基づき設置する。(浜松市環境基本条例第 22 条)

2 環境審議会の組織

- ・ 審議会は、委員 16 人以内で組織する。(同条例第 23 条) →現在、10 人で構成
- ・ 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める(同条例第 25 条)
- ・ 副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める(浜松市環境審議会規程第 2 条)

3 委員の任期

委員の任期は、3 年とする(同条例第 24 条)

現委員の任期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

4 環境審議会で扱う事項

①環境部にて所管する施策・事業や条例、計画等

②カーボンニュートラル推進事業本部にて所管する施策・事業や条例、計画等

※温暖化対策関係事項については、カーボンニュートラル推進事業本部の専門会議にて審議を行うが、環境審議会においても同様の案件について報告を行う。

《参考・昨年度実施案件》

- ・ 第 2 次環境基本計画の進捗状況について
- ・ 生物多様性はままつ戦略の進捗状況について
- ・ 浜松市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- ・ 浜松市地球温暖化対策実施計画の進捗状況について
- ・ 家庭ごみ有料化の検討状況に関する説明及び意見聴取の報告について
- など

5 今年度予定案件

現時点では、以下の 6 件(審議案件 1 件、報告案件 5 件)が予定されている。

回・日付	区分	案件名
第 1 回 (8 月 8 日)	審議	住居における物品の堆積による不良な状態(いわゆる「ごみ屋敷」)に関する条例の検討について
	報告	浜松市一般廃棄物処理基本計画の令和 3 年度進捗報告等について
	報告	家庭ごみ有料化に関する検討状況について
第 2 回 (10 月～ 11 月頃)	報告	第 2 次浜松市環境基本計画の進捗について
	報告	浜松市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について
	報告	生物多様性はままつ戦略の進捗状況について
第 3 回 (2 月頃)	—	(案件未定)

浜松市環境審議会 根拠条項まとめ

環境政策課

◆環境基本法（平成五年十一月十九日・法律九十一号） 一部抜粋

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

◆浜松市環境基本条例（平成 10 年 9 月 30 日・浜松市条例第 49 号） 一部抜粋

（設置）

第 2 2 条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 3 条 審議会は、委員 1 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者の代表

(2) 知識経験者

（平 1 7 条例 1 4 2 ・平 2 0 条例 3 0 ・一部改正）

（委員の任期）

第 2 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平 3 1 条例 2 1 ・一部改正）

（会長）

第 2 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

◆浜松市環境審議会規程 一部抜粋

（会長及び副会長）

第 2 条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

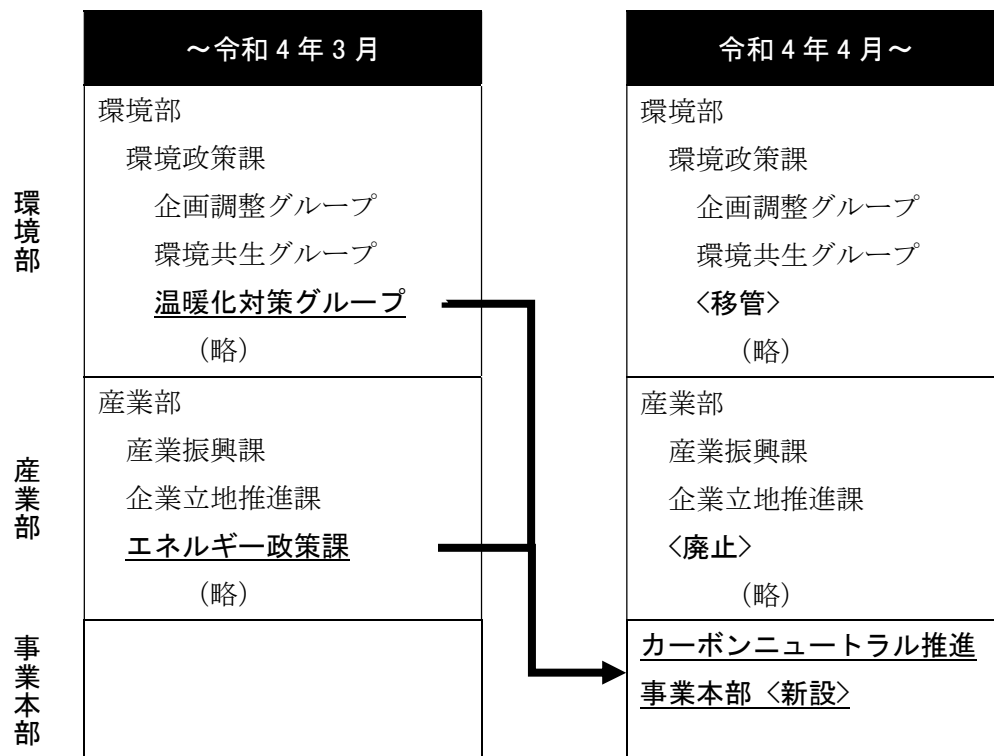
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

浜松市役所環境関連部局の組織改正について

環境政策課

1 カーボンニュートラル推進事業本部の新設

- ・令和4年度4月から“地域脱炭素”に資する新事業に取り組む組織として、「カーボンニュートラル推進事業本部」を新設
- ・産業部・エネルギー政策課が廃止となり、環境部・環境政策課の温暖化対策グループの事務が当事業本部へ移管
- ・事業本部では、気候変動対策に向けたカーボンニュートラルの推進や再生可能エネルギー等の導入促進、省エネルギー推進、スマートシティ実現に向けた取り組み等を行う



2 地球温暖化対策関係事項の議事について

- ・地球温暖化対策関係事項（浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等）の議事は、カーボンニュートラル推進事業本部の専門会議にて審議
- ・上記の専門会議の審議後、環境審議会にて報告

